

青空と緑と産業のまち

◎ 広報しようわ

# SHOWA

08  
2023  
No.550



前に、  
全力

表紙  
子ども相撲大会(西条一区)

## contents

- 02 防災訓練に参加しましょう ほか
- 04 各種お知らせ(自転車ヘルメットの助成 ほか)
- 08 まちのわだい
- 10 各種たより(教育昭和、環境経済通信 ほか)
- 20 暮らしの情報 / スポ少紹介 / 俳句 ほか
- 24 わが家のアイドル、みんなの食育 ほか

令和5年8月1日発行

町の鳥:ひばり 町の花:れんげ 町の木:乙女椿

まちの動き 7月1日現在(前月比)

人	口	21,118人	[745]	(+44	[+	6]	※内、[ ]は外国人数
男		10,556人	[295]	(+31	[+	4]	※平成24年7月9日
女		10,562人	[450]	(+13	[+	2]	から人口・世帯数は
世帯数		9,526戸	[351]	(+37	[+	3]	外国人住民を含んだ数

# 防災訓練に参加しましょう！



8月27日(日)は、町内一斉の昭和町総合防災訓練です。いざというとき、自分と家族の命を守るには、防災訓練など日頃からの備えです。この訓練では、地域住民や自主防災会との緊密な連携を図りながら、地震災害時において速やかな応急対策活動が行えるよう、参加者一人ひとりが防災や減災に関する意識を高めることを目的としています。また、防災訓練を機に各家庭においては、家族の安否確認方法や集合場所、非常持出し品の用意など、災害時に注意することを確認しておきましょう。

問い合わせ 企画財政課 危機管理係 (☎275・8154)

各区防災訓練会場	
地区名	訓練場所
西条一区	西条一区公会堂(若宮神社)
西条二区	西条二区第1公会堂(義清神社)
清水新居区	清水新居区ふれあい広場(公民館)
西条新田区	西条新田区公会堂
押越区	押越区第一公会堂ほか
河東中島区	河東中島区第一公会堂(熊野神社)
紙漣阿原区	紙漣阿原区公会堂
築地新居区	築地新居区公会堂
飯喰区	飯喰区公会堂
河西区	河西区公会堂(諏訪神社)
上河東区	上河東区公会堂(熊野神社)
上河東二区	上河東二区集会所前広場

## 水害に備える

近年、大雨などによる自然災害が全国各地で頻発しています。台風や大雨は、事前に発生状況や規模を把握することが可能なため、被害を少しでも抑えるために正確な情報入手し、自身や家族の安全を守るにはどのような行動をとるべきか考えましょう。

### ◆防災気象情報などの発表の流れを知っておこう

気象庁の防災気象情報は、平常時から災害発生の危険度が高まるにつれて、各種情報が発表されます。気象庁から「記録的短時間大雨情報」が発表されるほどの雨が降ると、浸水被害などが発生するおそれがあります。町の洪水ハザードマップや防災気象情報を利用して早めの避難準備を心がけましょう。

### ◆2階以上へ垂直避難！

昭和町は釜無工業団地の一部の地域を除き、洪水の水深は最大でも3メートル未満で、その地域以外は家屋の倒壊の危険も低いと想定されています。2階以上にお住まいの方は2階以上へ、1階建ての場合は、近所の2階建て以上の建物または避難所へ避難しましょう。

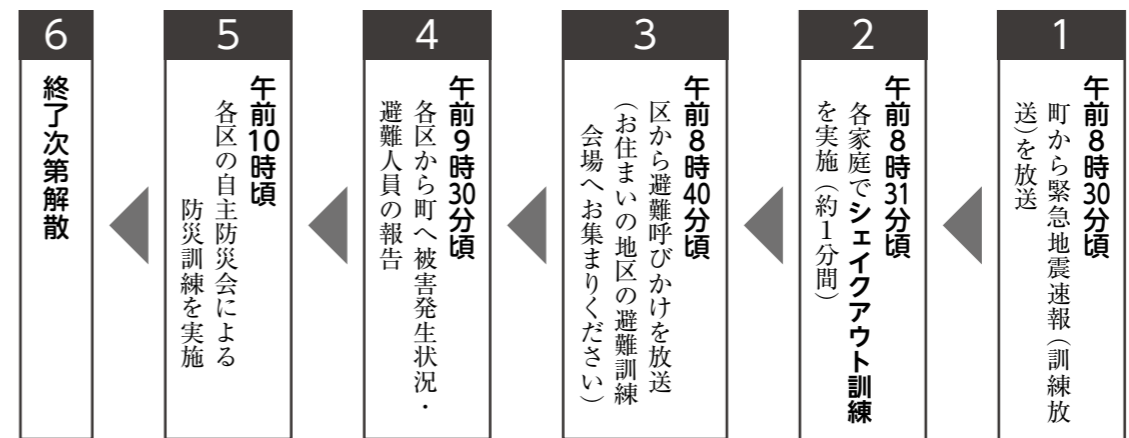
### 警戒レベルと避難に関する情報

危険度	警戒レベル	状況	行動を促す情報	住民がとるべき行動	
↑ 高 ↓ 低	5	災害発生または切迫	緊急安全確保*1 (町が発令)	命の危険 直ちに安全確保！ ●水害：浸水しないような少しでも高い場所へ移動など。 ※居室が浸水するおそれがある場合は近隣に高い建物などがあればその上階に避難する。	
	< 警戒レベル4までに必ず避難！ >				
	4	災害のおそれ高い	避難指示 (町が発令)	危険な場所から全員避難 ●水害：浸水しない高い場所へ移動など。 ※自宅で安全確保できると自ら判断する場合は垂直移動・退避も選択可能。	
	3	災害のおそれあり	高齢者等避難 (町が発令)	危険な場所から高齢者等は避難 ※避難に時間のかかる障がいのある人やその支援者も避難する。	
	2	気象状況悪化	注意報(大雨・洪水など) (気象庁)	自らの避難行動を確認する。	
1	今後気象状況悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	災害への心構えを高める。		

\*1:緊急安全確保は、市区町村が災害発生をリアルタイムで把握するのは困難なため、発令できない場合もあります。

## ▼防災訓練の流れ

8月27日(日)の朝、町防災行政無線で緊急地震速報を放送します。



## ▼シェイクアウト訓練をしましょう

シェイクアウトとは、地震の際の安全確保行動です。

- ①まず姿勢を低く
  - ②頭を守り
  - ③その場を動かない
- という簡単な3つの行動で地震の揺れから身の安全を確保するものです。いざという時にとっさに動けるようにするためには、日頃からの訓練が大切です。



提供：効果的な防災訓練と防災啓発提唱会議

8月27日(日)午前8時30分に、町の防災無線で「緊急地震速報(訓練放送)」の放送をしますので、各ご家庭で1分間のシェイクアウト訓練を実施してみてください。

## ▼自主防災会とは

地震、風水害、雪害などの災害が発生し、または発生する恐れのある場合に被害を防止・軽減し、または予防するため、住民が自発的に結成し、運営する組織のことをいいます。本町においては、行政区を単位として町民で結成されている一歩身近な防災組織です。

## 地震に備える

大きな地震が発生した際、一瞬の判断が生死を分けることもあります。いざというときに「あわてず落ち着いて」行動するために、基本的な行動パターンを覚えておきましょう。

- 緊急地震速報や、大きな揺れがあったときは、まずは身の安全を最優先に行動する。
- 丈夫なテーブルの下や、物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」空間に身を寄せ、揺れがおさまるまで様子を見る。
- 高層階では、揺れが数分間続くことがある。
- 大きくゆっくりとした揺れで、家具類が転倒や落下、また大きく移動する危険がある。

## 地震発生！まずは身の安全の確保



地震発生！まずは身の安全の確保

### 「地震直後」の行動

**火元の確認と初期消火**  
火を使っているときは、揺れがおさまってから、あわてずに火の始末をする。出火しているときは消火する。ただし無理はせず、119番通報や周囲に助けを求めよう。



**あわてた行動はケガのもと**  
屋内では、転倒や落下した家具類、割れたガラスの破片などに注意する。瓦、窓ガラス、看板などが落ちてくる危険があるので外に飛び出さない。



**出口を確保する**  
揺れがおさまったのを確認してから、ドアや窓を開けて、必要に応じて避難ができるように出口を確保する。



**危険箇所に近寄らない**  
屋外で大きな揺れを感じたら、倒壊のおそれのあるブロック塀、電柱、看板、自動販売機、橋などには近寄らない。



問い合わせ  
企画財政課 危機管理係 (☎275-8154)

### 非常持出品・備蓄品を準備しよう

最低限備える	2~3日分備える	1週間分以上備える
<b>「災害時の必需品」を検討する</b> 災害は突然発生します。外出先で交通機関がストップしたり、ライフラインが止まって復旧が遅れたりすることもあります。「自分にとって、わが家にとって」災害時に必要な物を整理し、いざというときに備えましょう。	<b>「非常持出品」を手近に備える</b> 災害の危険が迫って自宅から避難する際に緊急的に持ち出す非常持出品。避難所で1~2泊できるくらいの水・食料などを準備しましょう。非常持出品などにはまとめ、すぐに持ち出せる場所に用意しておきましょう。	<b>数日間「備蓄品」で乗り切る</b> 大規模災害発生時は、道路の損壊などで救援物資が届くのに時間がかかります。東日本大震災の教訓を踏まえると、水や食料などの備蓄品は、できれば1週間分以上は備蓄しておきましょう。

家庭で自活するためにも、水、食料とも1週間以上の備蓄をお願いします。

1週間分の目安(1人分)		
<b>飲料水</b> 1日3リットル×7日=21リットル 	<b>食料</b> 3食×7日=21食 	<b>カセットコンロ・カセットボンベ</b> あたたかい食事を調理するため備蓄しておくとういでしょう。 ボンベ1本で、1.5リットルのお湯が約10回つくれます。 

# 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金について

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対して、1世帯当たり3万円を支給します。



## ▶支給対象世帯

### (1)住民税非課税世帯

基準日(令和5年6月1日)において、昭和中に住民登録があり、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯。

### (2)住民税所得割非課税世帯(均等割のみ課税世帯)

基準日(令和5年6月1日)において、昭和中に住民登録があり、世帯全員の令和5年度分の住民税所得割が非課税である世帯。

(1)(2)ともに、令和5年度分の住民税所得割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯[親(課税)に扶養されている大学生(非課税)の単身世帯や、子(課税)に扶養されている両親の世帯(非課税)等]は対象となりません。

## ▶支給額 1世帯当たり3万円

## ▶手続き方法

対象世帯の世帯主の方宛てに「支給要件確認書」を郵送します。内容を確認し、必要事項を記入の上、返信してください。

【郵送の目安】

- (1)住民税非課税世帯の方への郵送は8月上旬
- (2)住民税所得割非課税世帯への郵送は9月上旬

「支給要件確認書」は、基準日時点の課税情報に基づき、対象と思われる世帯の方へ送付しております。世帯員の中に、未申告者等課税状況の確認ができない方がいる場合は、送付されません。支給対象であるにもかかわらず、「支給要件確認書」が届かない方はお問い合わせください。

## ▶返送期限 令和5年11月30日(木) お問い合わせ 福祉介護課 長寿社会係(☎275-8784)

# 特定小型原動機付自転車ナンバープレート交付について

令和5年7月1日より、道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32条)のうち、特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード等)の交通方法等に関する規定が施行されました。これに伴い、特定小型原動機付自転車のナンバープレートの交付を開始します。費用は無料です。軽自動車税(種別割)年税額は2,000円です。毎年4月1日に所有している方に課税となります。

## ▶ナンバープレート交付の手続き 下記書類を持って税務課窓口にて申請してください。

- 【持ち物】・販売証明書 又は 譲渡証明書 ・特定小型原動機付自転車に該当する事が確認できる書類  
・運転免許証などの身分証明書

従来のナンバープレートを交付されている方は、小型ナンバープレートへ交換します。

標識番号(ナンバー)は変更となります。

- 【持ち物】・現在お持ちのナンバープレート  
・特定小型原動機付自転車に該当する事が確認できる書類  
・運転免許証などの身分証明書 ・標識交付証明書

※譲渡や廃棄をする場合は、ナンバープレートと身分証明書をお持ちのうえ、税務課で手続きをしてください。

## 特定小型原動機付自転車とは、次の基準をすべて満たすものをいいます。

- 長さ1.90メートル以下、幅0.6メートル以下であること
- 原動機の定格出力が0.6キロワット以下であること
- 最高速度が20キロメートル毎時以下であること
- 走行中に最高速度の設定を変更することができないこと
- オートマチック・トランスミッション(AT)であること
- 最高速度表示灯(灯火が緑色で、点灯又は点滅するもの)が備えられていること

これらの基準を満たさないものは、形状が電動キックボード等であっても、その車両区分(一般原動機付自転車又は自動車)に応じた交通ルールが適用されます。これらの基準を満たさない車両の運転には運転免許が必要です。

その他、16才未満の者の運転の禁止。保安基準への適合等として①車両が道路運送車両の保安基準に適合し、②自賠責保険(共済)に加入し、③ナンバープレートを取り付けなければなりません。



お問い合わせ・ナンバー交付 税務課(☎275-8265)

# 自転車用ヘルメット購入費用を補助します

令和5年4月1日から、道路交通法の改正により、自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりました。昭和中では町内在住者を対象に自転車用ヘルメット着用を促進するため、ヘルメット購入費用の一部を補助します。

## ▶対象者(下記①②の要件を満たす方)

- ①町内在住の方(ヘルメット購入時において昭和中内に住所を有する方)
- ②町税の滞納がないこと(未成年者については保護者が町税を滞納していないこと)

## ▶補助金額 上限額 2,000円

- ※購入金額が2,000円以下の場合は、100円未満端数切捨
- ※1人1個かつ1回限りの補助
- ※令和5年1月1日以降に購入した自転車用ヘルメットに限ります。

## ▶手続き方法(下記①②の書類を揃えて企画財政課窓口にて申請してください)

- ①昭和中自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書
  - ②領収書など、ヘルメットの購入を証明できる書類
- ※①の申請書は企画財政課窓口にて配布または町ホームページからダウンロードすることができます。

## ▶対象となるヘルメット

- ①一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証した「SGマーク」
- ②公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証した「JCFマーク」
- ③欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証した「CEマーク」
- ④ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証した「GSマーク」
- ⑤米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証した「CPSCマーク」  
など、安全基準を満たしていること

お問い合わせ・申請先 企画財政課 行政係(☎275-8154)



# がん患者医療用補正具購入費助成支援事業を開始します

昭和中では、抗がん剤や放射線治療の影響による脱毛や手術による乳房切除など、外見の変化により社会参加への不安を持つがん患者の方に、ウィッグ等の補正具の購入費用を助成します。

## ▶対象者(下記のすべての要件を満たす方)

- がんと診断され、医療機関において治療を受けている方、または受けた方
  - 下記対象補正具を購入した日、かつ助成金の交付申請日時点で1年以上昭和中に住居がある方
  - 町税金等を滞納していない方(対象者と住民基本台帳の世帯全員を含む)
- ※令和5年4月1日以降の購入が対象です。



## ▶対象補正具

- ①ウィッグ  
⇒部分用も可。皮膚保護ネット、帽子、毛付帽子、エクステ含む。
- ②乳房補正具  
⇒補整下着(補整パッド含む)か装着できる人工乳房  
※上記①、②それぞれ1人1回のみ申請可

## ▶助成の金額(上限額)

- ①ウィッグ…2万円
- ②乳房補正具  
補正下着…2万円 人工乳房…10万円(片側)  
※上記①、②ともそれぞれ複数個可

## ▶申請書類

- ①昭和中がん医療用補正具購入費助成申請書
- ②がん治療を証明する書類いずれか  
例)治療方針計画書、診療明細書、手術・治療同意書、診断書、お薬手帳
- ③補正具を購入した領収書及び、納品書又は明細書(原本)  
(対象者名、商品名、単価、個数の記載があるもの)
- ④振込口座の通帳の写し  
(口座番号、口座名義の分かる箇所)
- ⑤窓口に来た方の本人確認書類

## ▶手続き方法

上記申請書類を揃えていきいき健康課窓口にて申請してください。後日、助成確定後、決定通知書を送付します。

お問い合わせ・申請先 いきいき健康課(☎275-8785)

児童扶養手当(ひとり親家庭に対する支援)を受けている皆さんへ

## 〃 8月は現況届の提出月〃です

現況届は、引き続き手当を受ける必要があるかどうかを審査する大切なものです。必ず手続きを行ってください。提出がないと手当を受ける事ができなくなりますので、ご注意ください。また、該当者で手当を受けていない方、通知はないが該当すると思われる方はお問合せください。 ※結婚(事実婚を含む)などにより受給資格がなくなった方は、資格喪失届を提出してください。

### 受付期間

8月1日(火)～  
8月4日(金)の4日間  
午前9時～午後7時15分

### 受付場所

町総合会館ロビー

※受付期間中に来られない場合は、8月31日(木)までの平日午前8時30分～午後5時15分までに、子育て支援課にて手続きをお願いします。



### 持ち物

- 現況届書類一式
- 手当証書
- 印鑑

○ 令和5年度所得課税証明書(所得額・扶養等が記載されているもの)  
(令和5年1月2日以降に昭和町へ転入した方のみ必要) ※転入前の市町村で取得してください。  
○ その他必要な書類等

### 問い合わせ

子育て支援課 児童家庭係  
(☎267・5255)

## 令和5年度入札参加資格中間審査(令和6年度分)を実施します

昭和町の入札参加資格審査は、山梨県市町村総合事務組合(以下「組合」という。)において共同処理していますが、次により、令和6年度分の資格審査を行いますので、資格の取得を希望される場合は、電子申請受付期間内に必ず申請し、申請書類提出期間に必ず関係書類を提出(郵送等)してください。申請を行わず資格を取得できなかった場合は、1年後に予定する令和6年度定期審査(令和7・8年度分)まで資格を取得することができませんのでご注意ください。

定期審査実施内容公開：令和5年9月1日(金) ※組合ホームページに掲載します。

申請期間：令和5年10月2日(月)～10月26日(木)

申請書類提出期間：令和5年10月30日(月)～11月22日(水)

審査対象職種：【建設工事】【測量・建設コンサルタント等業務】【物品製造・役務提供等】

申請受付内容：【新規申請】(入札参加資格を有していない事業者の新規資格取得)  
【業種追加】(入札参加資格を有する事業者の業種追加)  
【団体追加】(入札参加資格を有する事業者の市町村等団体追加)

▼ 組合ホームページ  
https://www.ysc-yamanashi.or.jp  
※インターネット環境をお持ちでない方は、組合までお問い合わせください。

【問い合わせ】  
山梨県市町村総合事務組合(☎268-3446)  
甲府市蓬沢1-15-35 山梨県自治会館2F

### 留意点

- ※申請及び申請書類提出の期間が異なります。
- ※期間外は、申請及び申請書類提出を受け付けることができません。
- ※令和4年度定期審査(令和5・6年度分)で資格を有し、登録業種・登録市町村等団体を追加する必要がない事業者は、令和6年度まで資格が有効のため申請する必要はありません。
- ※事業者説明会の開催はありませんので、9月1日(金)に組合ホームページに公開される申請の手引等をご確認いただき、10月2日(月)からの申請に向けて準備してください。
- ※職種【建設工事】の【新規申請】・【業種追加】において、審査基準日が、令和4年4月1日～令和5年3月31日の間の経営規模等評価結果通知書(経審)の提出が必須となっています。申請期間に間に合うよう経審の取得(更新)をお願いします。
- ※申請書類のハガキによる受領証明及び電話での受領確認への対応は行いません。申請書類が受領されたことを確認したい場合は、書留・追跡サービス・配達証明等を利用して提出してください。
- ※入札参加資格に係る書類作成や申請については、行政書士に依頼することができます。詳細は、山梨県行政書士会(☎237-2601)にお問い合わせください。

ひとり親家庭医療費助成金受給資格者証  
更新手続きについて

現在お持ちの「ひとり親家庭医療費助成金受給資格者証」は、有効期限が令和5年8月31日までとなっています。引き続き医療費の助成を受けるためには、更新手続きが必要となりますので、必ず手続きをおとりください。また、該当すると思われる方はお問合せください。

### 受付期間

8月1日(火)～  
8月4日(金)の4日間  
午前9時～  
午後7時15分

### 受付場所

町総合会館ロビー

### 持ち物

- 更新書類一式
- 保険証の写し(全員分)
- 印鑑

○ 令和5年度所得課税証明書「所得額・扶養等が記載されているもの」(令和5年1月2日以降に昭和町へ転入された方のみ必要)  
※転入前の市町村で取得してください。

### 問い合わせ

子育て支援課 児童家庭係(☎267・5255)



## 「やまなし県央連携中枢都市圏」の愛称を募集します

甲府市・韮崎市・南アルプス市・甲斐市・笛吹市・北杜市・山梨市・甲州市・中央市・昭和町で構成する「やまなし県央連携中枢都市圏」が広く知れ渡り、親しまれ、一体感が生まれるような愛称を募集します。



### 募集期間

令和5年8月31日(木)まで

### 愛称の基準・条件

- ① 圏域の特徴がイメージできるもの
- ② 親しみやすく覚えやすいもの(よみがなにして10文字程度)
- ③ 他の名称や商標などに類似していないもの
- ④ 自作で未発表のもの

### 応募方法

甲府市のホームページでご応募いただけるほか、はがき又は応募用紙に①愛称(よみがな)、②愛称に込めた想いや意味合い、③住所・氏名(フリガナ)・年齢・電話番号を記載のうえ、応募箱(設置場所名)へ投函又は甲府市役所自治体連携課へ郵送してください。

郵送先 〒400-8585 甲府市丸の内1-18-1 甲府市役所 自治体連携課「愛称募集係」

### 記念品

採用された方にはクオカード3万円分と圏域の特産品(1万円相当)を贈呈します。また、応募者の中から抽選で10名の方に圏域の特産品を贈呈します。

問い合わせ 甲府市役所自治体連携課(☎237-5321)

## 相談日

▶町長と語らいのとき  
●お問い合わせください。  
(総務課 ☎275-8153)

▶行政相談(※)  
日時：8月16日(水)  
午後1時～3時  
場所：役場別棟2階 会議室(南)  
(企画財政課 ☎275-8154)

▶教育相談(※)\*正午～午後1時を除く  
日時：祝日を除く火・水・木の  
午前9時～午後4時\*  
場所：中央公民館2階 相談室  
(町青少年育成カウンセラー  
☎275-6951)

▶総合相談  
●お問い合わせください。  
(昭和町社会福祉協議会  
☎275-0640)

▶結婚相談(完全予約制)  
日時：8月5日(土)・26日(土)  
午後1時30分～4時  
場所：総合会館2階  
昭和町結婚相談所  
(昭和町結婚相談所  
☎275-1881)

▶障がい者相談支援センター  
「穂のか」出張相談  
日時：8月25日(金)  
午前9時～正午  
場所：総合会館1階  
(福祉介護課 ☎275-8784)

※印の相談は事前連絡不要です。  
直接会場にお越しください。

## お知らせ

▶ボカシつくり会  
日時：8月21日(月)  
午後1時～  
場所：総合会館裏  
(環境経済課 ☎275-8355)

## ご意見

▶町へのご意見箱(ひとりの声)  
ご意見など、町政についてお気  
付きのことをお寄せください。

○ホームページ  
<https://www.town.showa.yamanashi.jp/site/chocho/5151.html>

○郵送  
〒409-3880 昭和町押越542-2  
昭和町役場 総務課 宛

## 固定資産評価審査委員会委員を選任しました

6月の定例議会において、固定資産評価審査委員に、保坂 武彦 氏(河東中島)が再任されました。任期は、令和5年7月1日から令和8年6月30日までの3年間となります。固定資産評価審査委員会は、中立公平な立場で、固定資産税の価格に関する不服に対して審査決定を行います。



申し込み・問い合わせ  
教育委員会生涯学習課 ☎275・8641

身近な生活小物に絵の具でお花や果物、動物などの絵を描いて、暮らしに彩を添えませんか。お手本を参考に、先生と一緒に筆遣いのテクニックを学びながら夏にぴったりのペアグラス(2個作ります)にお花を咲かせます。ご自身で使うのはもちろん、プレゼントにも、初めての方でも大丈夫です。絵の具や筆は、教室で用意いたしますので、お気軽にご参加ください。

トールペイントで  
涼しげなグラスに  
絵を描いてみませんか



## 8月は経済産業省主唱の電気使用安全月間です!

電気は正しく安全に使いましょう!

使わない時は OFF!

濡れ手は

わたしは 電気保安官キョーコ

一般財団法人 関東電気保安協会 <https://www.kdh.or.jp/>

町の「地域情報」を紹介するコーナーです。あなたの身近な話題お待ちしております。  
企画財政課 広報担当(☎275-8154) kikaku@town.yamanashi-showa.lg.jp

## まちのわだい

T O W N T O P I C S



## 思いやりの輪を広げよう 人権の花運動・バルーンリリース

6月21日(水)、押原小学校で「人権の花」運動が行われました。子どもたちが協力して花の植栽を行うことで命の大切さや相手への思いやりなどの人権尊重思想を育み、豊かな人権感覚を身に付けてもらうことがねらいです。

人権擁護委員の皆さんから花の苗を贈られ、みんなで校舎前のプランターに植え付けました。また、子どもたちが家族と一緒に考えた人権メッセージと花の種を付けた180個のバルーンを、校長先生の合図とともに一斉に空に飛ばしました。



## 暑い熱い戦い 西条一区子ども相撲大会

7月8日(土)、西条一区祇園祭の子ども相撲大会が4年ぶりに開催されました。かつて相撲が途絶え疫病が人々を苦しめた時、相撲を復興すると疫病が治まったといういわれのあるこの大会。以来、代々地域で守り伝えてきたといいます。男の子も女の子も元気いっぱい相撲を取り合い、周りから大きな歓声が上がっていました。夏の暑さも病も吹き飛ばすような相撲大会でした。



## 語り継ぐ地方病の記憶 地方病を語る会

7月2日(日)、杉浦醫院で第1回地方病を語る会が開催されました。講師に坂田 文一さん(昭和町)、井上 弘さん(中央市)をお招きし、地方病体験談をお話いただきました。杉浦醫院に治療のため通ったことや、地方病に苦しんだ自身や身近な人の当時の様子等を語られました。紙の資料だけでは想像が難しいような、当時の生の体験を共有することができた貴重な時間となりました。



# 教育昭和

## まな 学ぶ おし 教える はぐく 育む

三つの歯車が一つになって



昭和町教育委員会 (☎ 275-3737)

### 押原中学校

#### 大成功だった校外学習

3年生の修学旅行は、一日目は奈良、二日目は京都市内をタクシー見学、三日目はクラスごとと見学・散策といった日程で行われました。二日目のタクシー見学では、事前学習でグループごとに見学したい場所を調べ、コースを決めました。当日は、タクシーの運転手さんからの説明もあり、事前に調べた内容がより深まりました。修学旅行で新しい場所や文化を体験することで視野が広がり、また、仲間との思い出が増えることで友情の絆も深まり、成長できました。



2年生のふるさと探訪では、テーマごとに6コースに別れ、山梨県内を巡りました。生徒たちは、事前学習で、山梨の自然や文化、産業などを調べました。普段暮らしている山梨県のことを調べ、実際に調べた場所を見

### 押原小学校

#### 第二回学校運営協議会で本年度の学校運営を協議

6月8日に、本年度第一回の「学校運営協議会」を行いました。押原小学校は、県内で二番目に学校運営協議会を設置しコミュニティ・スクールとなり、節目の10年目を迎えます。会では今年度の学校経営・活動について確認されるとともに、「地域学校協働本部」へとギアアップすべく、地域との連携・協働を一層活性化しコミュニティ・スクールの推進、ふるさと郷土学習を柱とした特色ある学校づくりについて提案を行いました。



夏休みには、避難所生活模擬体験、秋には「ふるさと探検」など地域と学校とが共働して活動する事業をはじめ、3年生以上の総合的な学習の時間に、地域学習を取り入れ、生かす(社会参画)を目指して、学習に取り組む計画を進めています。

押原小学校の子どもたちの活躍にぜひご期待ください。また、6月15日には4年ぶりに「押杜っ子を守る会」を実施することができました。地域の方々に見守られ、子どもたちは今日も元気いっぱいです。



#### クラブ活動でも地域の皆さんにお世話になります

本年度第2回目のクラブ活動が行われました。グラウンドゴルフクラブは毎年地域のグラウンドゴルフ協会の方々にお世話になっていきます。加えて今年度は美術クラブで茶道を、国際理解クラブで茶道を、ほかにも様々なクラブ活動で地域の方にご指導いただきました。楽しい活動になりそうでワクワクのクラブ活動です。



### 西条小学校

#### 広がれ！ほたるっ子の笑顔

5月24日、4年ぶりに参集して児童総会を行いました。最高学年の6年生ですら、初めて3年生以上が一堂に会しての児童総会を経験することになりました。多くの質問や意見が出されましたが、参集したことで、そのやり取りを実際に目の当たりにすることができ、よりよい児童会にしていくんだというみんなの熱意を共有しました。総会では、次のようにスローガンや重点目標が決まりました。これに基づいて、様々な活動が展開されています。



- スローガン 『おひさま』
- 重点目標1 『笑顔広がれほたるっ子』
- 重点目標2 『おおきな心でひとに優しく』
- 重点目標3 『さわやかなあいさつ』

### 常永小学校

#### 4年生校外学習

6月16日、4年生は社会科見学で平瀬浄水場と荒川ダムに行きました。平瀬浄水場では、荒川の水がきれいな飲み水になるまでの浄水の工程を学びました。浄水場の職員の方に順を追って丁寧に説明いただきました。

安全でおいしい飲み水をつくるために努力していることを、実地で学ぶことができました。

#### 5年生林間学校

5月12・13日、5年生は八ヶ岳少年自然の家に行ってきました。一日目は絵図ハイク、野外炊飯、ナイトハイク。二日目は冒険ハイクです。計画どおり、すべてのプログラムを実施することができました。

普段の生活では体験できないような活動を行うことができました。

#### 6年生修学旅行

5月31日から6月2日の三日間、6年生は、鎌倉、国会見学、デイズニールランドに行ってきました。時ならぬ台風の影響もあり心配されましたが、大きな混乱もなく、行程どおり実施することができました。修学旅行のテーマは「協力して、歴史や友達のことを知り、楽しい修学旅行にしよう」でした。一日目は鎌倉班行動、座禅体験。学習に重きを置いた二日目は、国会・昭和館・科学博物館の見学。三日目のデイズニールランドは思い切り楽しんだようです。

歴史を知り、学習し、友情を深めることができた修学旅行となりました。



### 教育委員会

◎5月定例教育委員会の審議内容(6月承認の概要)は次のとおりです。

- 教育長報告事項
- 5月定例4校会教育長報告について
- 新型コロナウイルス感染症5類移行と今後の学校及び生涯学習、スポーツ等の行事について
- コロナ禍の児童生徒及び家庭の実態把握について(ヤングケアラー含む)
- 教育支援センター「にじいろ教室」について
- 今後のコミュニティ・スクールと地域学校協働本部体制について
- 教員の働き方改革「定時退勤日設定」の取り組みについて
- 押原中学校増築工事について
- 特色ある「昭和教育」の推進における重点校指定について
- ほたる学舎について
- 関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会および研修会について
- 生涯学習課報告連絡事項
- 学校教育課報告連絡事項
- 6月定例議会補正予算について
- 事業報告と今後の行事予定について